

## 国立大学法人佐賀大学知的財産及び利益相反管理規則

(平成16年4月1日制定)

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)の職員並びに施設・設備及び教育・研究指導によって創出される知的財産を保有する者(以下「職員等」という。)の知的財産を管理・保護し、活用を図り(以下「知的財産管理」という。)、かつ、本学の職員の利益相反・責務相反を管理(以下「利益相反管理」という。)し、もって社会貢献を公明正大に果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産 知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条に規定する発明、考案、植物の新品種、意匠、商標、著作物及び有体物等をいう。
- (2) 利益相反 本学の職員又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という本学における責任が衝突・相反している状況をいう。
- (3) 責務相反 本学の職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

### (管理)

第3条 本学の職員等の知的財産管理は、国立大学法人佐賀大学産学官連携推進機構(以下「機構」という。)において行う。

2 本学の職員の利益相反管理は、国立大学法人佐賀大学利益相反委員会(以下「委員会」という。)において行う。

3 前項の委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、知的財産管理に関し、必要な事項は、機構の管理委員会の議を経て、利益相反管理に関し、必要な事項は、前条第2項の委員会の議を経て、学長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成17年7月19日改正)

この規則は、平成17年7月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成18年7月31日改正)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。